

議案第6号

秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第2条の規定により、次の者を秋田県銃砲刀剣類登録審査委員に任命するものとする。

	氏名	職業	任期
1	松田 有作	無職	平成24年4月1日～平成26年3月31日
2	浜松 貞人	無職	〃
3	池田 吉男	無職	〃

平成24年3月14日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

この議案を提出する理由は、秋田県銃砲刀剣類登録審査委員の任期が平成24年3月31日付けで満了するので、その後任の任命について、教育委員会の承認を得る必要があるためである。

## 登録審査委員任命要綱

平成 1 2 年 3 月 3 1 日

秋田県教育委員会教育長裁定

### (設置)

第 1 条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 3 3 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 3 項及び銃砲刀剣類登録規則（昭和 3 3 年文化財保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定に基づき、秋田県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録審査委員（以下「委員」という。）を置く。

### (職務)

第 2 条 委員は、法第 1 4 条第 3 項及び規則第 3 条の規定に基づき、教育委員会の指示を受けて、火縄式鉄砲等の古式鉄砲及び刀剣類の鑑定を行う。

### (定数)

第 3 条 委員の数は、5 人以内とする。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年三月十日法律第六号） 〈抄〉

（登録）

第十四条

都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあっては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合においては、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年三月十日文化財保護委員会規則第一号） 〈抄〉

（登録審査委員）

第二条

法第十四条第三項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

第三条

登録審査委員は、都道府県の教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。

2 登録審査委員は、鑑定にあつては、次条の鑑定の基準に従つて公正に行なわなければならない。

（鑑定の基準）

第四条

火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行うものとする。

一 火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式（かに目式）の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの  
二 前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの（明治十九年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。）

2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。

一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの

二 銘文が資料として価値のあるもの

三 ゆい緒、伝来が史料的价值のあるもの

四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの